

学校法人池坊学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人池坊学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市下京区室町通四条下る鶏鉾町491番地に置く。

(運営)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法および学校教育法にしたがい、学校教育を行い、「和と美の精神」を身につけた教養ある社会人の育成を目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 池坊短期大学 文化芸術学科 環境文化学科 幼児保育学科
- (2) 池坊文化学院 文化・教養専門課程

第3章 役員および理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事7人以上10人以内
- (2) 監事2人

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 池坊短期大学長
- (2) 池坊文化学院長
- (3) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人以上5人以内
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内

2 前項第1号から第3号に規定する理事は、学長、学院長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）または評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の承認を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号および第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長または常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長)

第12条 第7条第1項第1号から第4号に規定する理事のうち1名を理事長とする。

2 理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長および常務理事)

第13条 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、2名以内を常務理事とすることができる。

2 副理事長および常務理事は、理事長が指名し、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長および常務理事の職を解任するときは、理事総数の過半数の議決によるものとする。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

2 理事長、副理事長ともに事故があるとき、または理事長、副理事長ともに欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務および財産の状況または理事の業務執行について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または、評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを求めることができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要

する場合はこの限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(重要事項の決議)

第18条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算
- (2) 決算
- (3) 借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
- (4) 基本資産の処分、運用財産中の不動産および積立金の処分ならびに不動産の買受に関する事項
- (5) 合併
- (6) 私立学校法第50条第1項第1号および第3号に掲げる事由による解散
- (7) 残余財産の処分に関する事項
- (8) その他重要な事項

(業務の決定の委任)

第19条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第21条 この法人の日常業務の執行に関する事項および理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常任理事会を置く。

2 常任理事会に関する事項は、別に定める。

第4章 評議員会および評議員

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の理事(第7条第1項第3号に掲げる理事を除く) 4人以上5人以内

(2) 池坊華道会総裁が指名した者 1人

(3) 池坊華道会役員のうちから、理事会において選任した者 5人

(4) この法人の職員(この学校法人の設置する学校の教員その他職員を含む。以下この条において同じ)のうちから、理事会において選任した者 5人

(5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4人以上5人以内

(6) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人以上5人以内

2 前項第1号、第3号および第4号に規定する評議員は、理事、華道会役員またはこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。また、同項第2号に規定する評議員は、華道会総裁が指名を変更したときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第23条 評議員(前条第1項第1号に掲げる評議員のうち短期大学長、学院長、第2号および第3号に掲げる評議員を除く。以下この条において同じ)の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員会)

第24条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、22人以上26人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会は、毎年3月、5月および11月に招集する。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 13 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 14 評議員会に副議長を置き、副議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 15 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは、議長の職務を代理しまたは代行する。

(議決を要する事項)

第25条 この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

(1) 合併

(2) 私立学校法第50条第1項第1号および第3号に掲げる事由による解散

(承認を要する事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の承認を得なければならない。

(1) 監事の選任

(2) 寄附行為の変更に関する重要な事項

(諮問事項)

第27条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算

(2) 借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)

(3) 重要な資産(土地、建物、および積立金をいう。)の処分

(4) 事業計画

(5) 事業に関する中期的な計画

(6) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

(7) 寄附行為の変更

(8) 寄附行為附属規程の変更

(9) 寄附金の募集に関する事項

(10) 残余財産の帰属者

(11) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け

る財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

- (12) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(報告事項)

第28条 理事長は、次に掲げる事項について、評議員会に報告しなければならない。

- (1) 理事長、副理事長、常務理事および常任理事の選任および解任
- (2) 決算および事業の実績
- (3) その他この法人の業務に関する事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第29条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の解任および退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(議事録)

第31条 議長は、評議員会の開催の場所および日時ならびに諮問事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 資産および会計

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第35条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、国および地方公共団体からの補助金、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計)

第38条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という）とする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第39条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年間とし理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算および実績の報告)

第40条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第41条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除

外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第42条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第43条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第44条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第6章 解散および合併

(解散)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第46条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、学校法人または教育を行い、公益を目的とする事業を行う法人のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聴き、解散のときにおける理事会の議決により選定したものに帰属する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の議決および理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第48条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。

2 私立学校法施行規則に定める寄附行為変更に係る届出事項については、前項の

規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。

第8章 補則

(書類および帳簿の備付)

第49条 この法人は、第41条第2項の書類のほか次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員および評議員の名簿および履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証憑書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

(情報の公表)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は池坊短期大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校において準用する、一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第54条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和27年3月5日）から施行する。
- 2 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和27年11月15日）から施行する。
- 3 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和35年2月20日）から施行する。
- 4 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和35年7月28日）から施行する。
- 5 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和35年8月24日）から施行する。
- 6 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和41年4月4日）から施行する。
- 7 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和43年11月9日）から施行する。
- 8 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和48年3月7日）から施行する。
- 9 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成3年5月13日）から施行する。
- 10 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成5年9月6日）から施行する。
- 11 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。
- 12 平成8年11月12日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。
- 13 池坊短期大学の国文科・家政科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成9年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 14 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成9年5月16日）から施行する。
- 15 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成10年8月14日）から施行する。
- 16 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成10年8月17日）から施行する。
- 17 上記第1項に関わらず文部科学大臣認可の日の前日に理事であったものに関しては、従前の寄附行為を適用し、その理事の現行の任期終了まで身分を有するものとする。
- 18 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

- 19 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年1月31日）から施行する。
- 20 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年6月22日）から施行する。
- 21 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年1月30日）から施行する。
- 22 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年11月13日）から施行する。
- 23 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年8月21日）から施行する。
- 24 この寄附行為は、平成25年11月29日から施行する。
- 25 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月31日）から施行する。
- 26 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年10月31日）から施行する。
- 27 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年7月7日）から施行する。
- 28 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年10月29日）から施行する。
- 29 令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。（改正私立学校法施行に伴う一部変更）